

平成25年11月定例会 環境対策特別委員会（付託）
平成25年12月16日（月）
〔委員会の概要〕

児島委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 徳島県環境基本計画（案）について（資料①②）

福井県民環境部長

1点御報告させていただきます。

お手元の資料1，第2次徳島県環境基本計画（案）の概要を御覧ください。この計画（案）は、さきの9月県議会におきまして、中間取りまとめとして御報告させていただいたところであり、その後、県民の皆様方からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施し、先般、環境審議会環境政策部会において御審議いただき、お手元にお配りしております別添資料2のとおり答申（案）として御報告させていただくものでございます。

資料1にお戻りいただきまして、1ページの計画の概要でございますが、＜3＞計画期間としましては、2025年頃を展望しつつ、平成26年度から平成30年度までの5年間といたしております。

2ページをお開きください。計画の基本コンセプトでございます。5年間の取組の基本コンセプトといたしまして、徳島からの環境イノベーションを掲げ、1から4のとおりの方針を設定するとともに、各分野別計画の目標も取りまとめて総合的な進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

3ページから4ページにかけては、5年間の取組目標でございます。目標1から目標6の六つの目標達成に向けまして取組を推進するものでございます。

5ページ以降では、具体的な取組といたしまして、1，スマート社会とくしまをはじめ、七つの柱を設定し、○で記載のとおり、47の重点取組を展開していくものであります。

今後は、県議会で御論議賜りました後、本年中に計画を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

報告事項は以上でございます。よろしく御審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

児島委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑をお願いします。

庄野委員

おはようございます。徳島県の環境基本計画の概要が示されまして、まだじっくりとは見せていただいておりますけれども、ざっと見たら、かなりの部分が網羅されているように思います。基本計画で、本県の環境施策についてのバイブルといいますか、基本的な方向が出された計画ですので、またじっくり読ませていただいて、感想等々も申し上げたいと思うんですけれども、この計画を様々な見地から作られていることに対して、敬意を表したいと思います。

それと、今日は中国からのPM2.5について。大気汚染の関係で、このところずっと中国の状況が映像に映ったりして、前が見えないぐらい非常に厳しい状況で、中には空気清浄機みたいなのを背負って歩いている人たちもいるようでありまして、徳島県、日本にも非常に大きな影響が出ているようなこともございます。このPM2.5について、本県では現在その量を測定する状況はどのようかと、異常な値が出ているのか、いないのか。それと、もし出た場合に、県民への注意喚起が、どのような形でなされるのかということ、報告いただきたいと思います。

山崎環境管理課長

PM2.5に関します測定状況ですが、PM2.5の問題が深刻化したといえますか、マスク等に取り上げられましたのは、今年の1月中旬でございます。

その際、越境大気汚染、健康被害等が懸念されておりました。このため、1月の時点で、徳島局、那賀川局、脇町局の3局体制でありましたPM2.5の測定局につきまして、順次整備を進めてまいりまして、現在は、池田局、由岐局を加えた5局体制で、測定を行っております。結果につきましては、県のホームページに、リアルタイムで公表させていただいております。

さらに、6月補正予算で計上させていただきました、大気汚染常時監視体制整備事業によりまして、現在5局の増設作業を進めております。5局の内訳を申しますと、鳴門局、北島局、吉野川局、神山局、鷺敷局の5局でございます。これによりまして、今後、より広域できめ細かな観測体制の整備ができると考えております。

続きまして、異常な状況はないかということですが、PM2.5につきましては、環境基準が定められておりまして、1日の平均値として、大気1立方メートル当たり、35マイクログラム以下です。環境基準につきましては、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準ということでありまして、基準を超えることによって、直ちに健康影響が出るということはありません。今年1月からの状況を申しますと、本日12月16日までに、徳島局においては、環境基準を超えたのが12日、那賀川局においては16日、脇町局におきましては15日、由岐局におきましては12日、池田局におきましては10日、環境基準を超過した日がございます。

これを、月ごとの平均で見ると、例えば徳島局の場合は、3月の21.3という値が

最も高い値でして、10月の11.2という値が最も低い値となっております。他局につきましても、同じように10から20あたりの値が出ております。

もう1点、大陸からの影響についてでございますが、最近大きく報道されましたのは、国慶節の前の9月30日の北京の状況です。当時北京は白いスモッグで覆われており、PM2.5の濃度も300マイクログラムを超えるという状況でありました。その際、本県への移流、影響を危惧しまして、注意深く見守っておりましたが、県下の5地点の値につきましては、環境基準の35をかなり下回る10マイクログラム前後の値でありました。その後につきましても、大陸からの移流はないかということで観察しておりましたが、そういう状況は見られておりませんでした。

しかしながら、先々週の12月6日金曜日に、徳島局で、1時間値としては今年になって最も高い値であります、97マイクログラムを夕方18時に観測いたしております。その後は低下いたしましたが、翌日午前4時まで環境基準を超えるような状況が続きました。その後につきましては、徳島局の状況でしたら、18.2、10.8、9.7というような状況が続いております。この際、徳島局以外の脇町局のほうでも、20時に77、池田でも17時に58.7という高い値を示しておまして、この時間帯におきましては、西日本各地で同じように高い値を示しておりましたので、大陸からPM2.5が飛来した可能性があるものと考えております。

ただ、12月6日の徳島市において高い値を示した状況がありましても、注意喚起のための暫定的な指針値がございまして、環境基準の倍の値、70マイクログラムを超えるような場合は注意喚起を行うことになっておりますが、これには達しておらず、日平均値で46.6マイクログラムという状況でございました。

それから、高いときに、県民に対してどのように周知を行うかということですが、さきに申しましたように注意喚起の指針値というのが決まっております。これは環境省が示しておるものですが、それにつきましては、1日平均値として70マイクログラム。1日平均値ですので、0時から24時までの平均を取って70を超えておるときに、注意喚起を行うということですが、実際のところ、そういう状況でしたら24時が来てみないと平均値が分かりませんので、まず目安として国が示しておりますのは、午前中早目の時間帯につきましては、午前5時から7時までの1時間値の平均値が85マイクログラムパー立方メートルを超えたとき、これは予測ということで、早朝早目の時間帯で注意喚起を行う際は、こういうふうに示されております。それから、午後から濃度が上がってくるような状況もございしますので、午前5時から12時までの1時間値の平均値が80マイクログラム、これを超えた場合についても、注意喚起を行うということで、全国的に統一されておる状況があります。

徳島県におきましても、これと同様な対応状況で、他の自治体では複数の測定局がこの値を超えたときということになっている所もあるんですけども、本県の場合は1局でも超えた場合について、注意喚起を行うこととしております。以上でございます。

庄野委員

詳しく教えていただきましてありがとうございます。今も言われましたように、監視を強化するために、今回新たに朝昼の2回、新たに環境省から全国的に指示があったようですけれども。ホームページで数値が分かるとおっしゃいましたけど、ホームページを見る

方がどのくらいいるのか。かなりの人は見ているんでしょうけれども、例えば、12月6日あたりに全国的に高濃度だったんでしたら、やっぱりもう少し周知の徹底方法を考えられたほうがいいんじゃないかと思いました。例えば、以前でしたら、テレビなんかで、花粉情報とか、電力のひっ迫情報とか、そういうふうなことがやられておったんですけども。ここまでかなり高濃度な汚染物質がこちらのほうに来るということになると、例えば、学校なんかでも、子供たちにも非常に影響があると思うんです。教育現場への周知でありますとか、あと県民への。外出を控える場合もひょっとしたら出てくるかもしれないから、周知の方法はもう少し……。県が分かる、そしたらあと各市町村の連携みたいなんはどうなっとんのですかね。もう少し周知の仕方を工夫したほうがいいんじゃないかなという気がするんですが、その点はいかがですか。

山崎環境管理課長

注意喚起を行います際には、市町村、教育委員会関係、それからすだちくんメールで、皆様にお知らせすることになっております。すだちくんメールにつきましては、現状で2,100名ぐらいの方が登録されております。注意喚起についてはそういうことですが、もう1点、注意喚起の基準を見てみますと、1日の平均値が70ですので喚起する時は、既に80とか85とかいう非常に高い値になっているのではないかと、そういう御意見もございまして、これにつきましては、資料提供という形で、早い段階で県民の方にお知らせしたいと考えております。マスコミに資料提供をいたしまして、そちらのほうから県民の皆様にお知らせしていただく、そういう方法がいいのではないかと考えております。

庄野委員

例えば、朝午前5時から7時で、1時間平均が85マイクログラムを超えておったら、午前中の早目の時間帯に注意喚起、それと午前5時から正午の1時間平均で80マイクログラムということで、正午過ぎに注意喚起。ほんと、例えばお昼のニュースみたいなものにも、今は出てませんよね。やっぱり余り多く出たような場合は、少し外出を控える。自分自身でインターネットとか見て、今日どのくらいだろうって監視できる人はいいんですけど、子供たちだったり、外で作業している方なんかも、そんなに年中パソコンを見えないし、やっぱり報道関係にも御協力いただいて、お昼の時間にでも今日は高いですよということとか、そういうふうなことを促すような、報告できるような仕組みを考えていただきたいと思います。

山崎環境管理課長

御指摘がございましたように、呼吸器系とか循環器系の疾患のある方とか、小児、高齢者とか、非常に感受性の高い方もおられますので、そういう方につきましては、注意喚起の基準より低い値の段階で周知をしてまいりたいと考えております。今考えておりますのは、70という値は健康被害を及ぼす可能性があるとなっておりますので、70を複数時間、2時間とか3時間継続して、超えるような場合につきましては、注意喚起の前にマスコミ等に資料提供したいと思っております。

庄野委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

大体こういうふうな状況になるということは、私なんかも予測できておりませんでしたけど、ほんとに遠くから風に乗って、体に被害を及ぼすような物質が高い濃度で飛んで来るといふようなことが、余り避けられない状況にありますので、やっぱり注意をしてマスクをするとか、そういうふうなことを知らせたあげて、個人で防御するといふことが重要だろつと思ひます。

それと、学校のほうはどなんですか。環境教育の中で、大気のこととかも、中国のほうから飛んでくるんだよつ。高いときには、校外、外におる時間を少なくしたり、そういうふうなことは、何かされとんですか。

前田学校政策課長

PM2.5につきましたは、先ほど御説明がありましたように、教育委員会のほうから各県立学校、市町村の教育委員会のほうに、小中高等学校にもすだちくんメールの登録をお願ひするといふ文書をお願ひしてございます。また、その際には教職員の方々にもすだちくんメールの登録を併せてお願ひしてございます。特に子供につきましたは、体育の授業でグラウンド等で活動することも多いものですから、可能な限り屋外での長時間の激しい運動を減らす、あるいは、屋内における換気、窓の開閉は、できるだけ必要最小限にしてほしいといふようなことにつきました、各学校にお願ひしてございます。

また、PM2.5に限らず、徳島の児童生徒さんにおきましては、ぜんそくのり患率が全国に比べまして、やや高くいらっしゃいますので、教育委員会としては特に養護教諭、あるいは、保健の指導主事の皆さん方に、ぜんそくについての理解を深めてもらうため、そういう取組のガイドラインをお配りして、教員研修においても、役立てていただいている状況でございます。

庄野委員

教員の方たちは、すだちくんメールに、大体どのくらいの割合で加入しとんですか。もうほとんどしていたら、すぐに分かるでしょうけれど、加入促進をするといふことなんですけど、現状はどのくらい。

前田学校政策課長

教職員がどの程度すだちくんメールに登録しているか、大変申し訳ございませつが、承知していない状況でございます。

庄野委員

県全体に及ぶんでしょうけども、やっぱりすだちくんメール、ホームページ等々でも、いろんな情報を提供するといふことでありますけれども、すだちくんメールを周知するんであれば、登録を促すような方策でやっていただきたいと思ひます。

すだちくんメールつて、環境的な大気の状態だけじゃなくて、不審者情報みたいなのも出てましたっけ。すだちくんメールは違つか、あれは県警のほうですね。すだちくんメー

ルって、そういう大気の状態とか、あと防災の関係とかですかね。ほかにはどんなメール情報があるときに教えるんでしたっけ。

（「警報だけですか」と言う者あり）

（「危機管理で聞かな……」と言う者あり）

（「ちょっと御答弁できんね」と言う者あり）

庄野委員

はい。大気は、先ほども回答がありましたけど、ホームページとか、すだちくんメールでやっているというんですから、すだちくんメールが大体どのぐらい登録されておるのかをきちっと把握して。先生方も教育委員会もそうだと思うんですけども、やっぱり重要な大切なツールがあるんですから、先生の登録数が何ぼあるか分からんけれども、啓発していくというのはちょっと答弁になってないと思うんで、やっぱりきちんと調べて、ほんとにすだちくんメールを先生に普及させる、させなければいけないと思っているのであれば、そのような状況を作っていくか。すだちくんメールの登録を促したいと言いつつ、何人が入っているか全然知らんというのでは、ちょっと心もとないんで、そこらは早急に調べていただいて、促すのであれば促すということをしていただきたいと思います。どうですか。

小原副教育長

済みません。ただいま庄野委員のほうからPM2.5の情報提供について、すだちくんメールの利用を教育現場のほうでも積極的に図るようにと御指摘を頂きました。もったもなことでお思います。教育委員会といたしましても、県民環境部と連携を取りまして、教育現場において、PM2.5の状況を、学校現場の先生が十分把握できるように、特にこういったすだちくんメールの活用について、十分周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

庄野委員

よろしくお願をいたします。ほかにもちょっといろいろお聞きしたいことがあるんですが、審議の状況を見よって、再度質問する場面があるかもしれませんので、とりあえずこれで終わっておきます。ありがとうございました。

山崎環境管理課長

先ほど、すだちくんメールの件で、2,100人ぐらいというお答えしかしておりませんが、正確に申しますと、今日現在で2,128名でございます。申し添えさせていただきます。

長尾委員

9月のこの委員会で、知事の公約であります、一括契約導入の市町村の数についての目標達成の見通しにつきまして、質問をさせていただきました。その際、課長からは、モデル事業で実施した那賀町方式による一括契約制度は、良い結果が出ているので、他の市町

村に対しても導入を要請していると。けれども、結果に結び付いていないということで、したがってそれに対しては、様々な仕様による一括契約制度を創設して、浄化槽の適正管理に取り組んでいくという答弁であったと思います。

現在、那賀町方式は2町にとどまっているわけですが、目標の10市町の見通しが立っていないと、この那賀町方式での達成は難しいということでしたが、創意工夫をして一括契約制度の拡充に努めていくという発言でもありまして、私もそれを期待しているわけですが、私が質問した翌日の地元新聞に、このやり取りが載りまして、知事の公約達成困難という見出しが出ておりました。このことについては、担当課も頑張っているわけですが、私も正確な形で県民に伝わっているのかどうかということで、ちょっと心配をしております。

そこで、この那賀町方式の利点は、よく知っているわけですが、県内24市町村全ての市町村で、この方式がうまく当てはまるかどうかと考えますと、そう簡単にはいかない。那賀町とか神山町のように、浄化槽の数も少なく、また、業者間の連携が図られている所に対して、いわゆる徳島市をはじめとした都市部、市レベル、若しくはその周辺では、業者数も大変多くて、競争が激化している所もございます。地域によって需要も違うわけでありまして、そういう意味では、那賀町と、全く一律の方法というのではなく、それぞれの地域の実情に沿った枠組みを考えて、対応していかなくてはならないかと思うわけですが。

本来の目的であります、浄化槽の適正管理を推進していくために、清掃、保守点検、法定検査、この三つをしっかりと確実に実施できる一括契約制度を、どうやって県民の皆さんに周知し、浸透させていくかが重要でございます。地元新聞の、読者の手紙欄にもいろいろ関連の記事又は投書が載るわけですが、これでは、なかなか十分な理解があるかというところでもない。中で、県では、これまでの那賀町方式に拘ることなく、一括契約を推進するために、更に他の市町にも実施できるようにしてもらいたいと思うわけですが、そこでちょっと三つほどお聞きいたしますが、今後、この一括契約制度を県下に普及させるために、県としてはどのような枠組みで、実施しようとしているのか。

二つ目には、行動計画に設定した数値目標について、どのように考えているのか、改めてお聞きをしたいと思いますし、何らかの見直しをするのか。

三つ目に、一括契約制度を県下全域に普及させるために、今後具体的にはどのようなスケジュールで進めていくのか、これをお聞きをしたいと思います。

加えて、今日説明がございましたが、十分読んでないですけど、この中で、おおむね5年間の目標を書かれているということで、これを見ましたら、88ページの「好循環社会とくしま」、この中の下のほうに、「とくしま汚水処理構想2011～きれいな水環境の実現～、汚水処理人口普及率（％）」と書いてあって、平成20年度の数値が45.8パーセント、目標値が、一瞬目が間違っているのかと思ったら、平成42年度82.8パーセントと書いてある。他の目標年度は、ほとんど26年とか27年とか28年なんですけれども、ずっと拾っていったらここだけが42年度となっている。この5年間という目標と、この17年後になるんかね、20年度からすると22年後になるんですが、この表現と、下から2行目の同じく、「生物多様性とくしま戦略、汚水処理人口普及率」ここはパーセントの括弧はないんですが、平成23

年度51パーセント、平成26年度55パーセントという記述がございます。汚水処理人口普及率という表現が同じにも関わらず、この表現というのは、混乱をもたらすのではないかと、思うんだけど、ここの意味というのも併せて御説明いただきたい。

川端水・環境課長

長尾委員のほうから、3点ほど御質問がございました。

まず1点目については、今後、この一括契約制度を県下に普及させるため、県としてどのような枠組みで実施しようとしているのかという質問でございます。少し丁寧に申し上げますと、現在の行動計画を正確に申しますと、浄化槽の適正管理のため、業界団体で組織する協議会を設置するとともに、維持管理に係る料金体系を統一し、清掃、保守点検、法定検査を一括で契約するものであり、この那賀町方式を、行動計画に、平成26年度末までに、10市町村を目標に定めているところでございます。しかしながら、この方式は業者間の料金が近似しておれば、県下全域に推進していくことが可能と考えておりますが、料金体系に大きな幅があれば、協議会での統一料金設定は、困難を伴い、現在、那賀町と神山町の2町にとどまっているのが、現状となっております。

そこで、この那賀町方式を基本としながらも、弾力的かつ柔軟に地域の実情に考慮した多様な手法で取り組んでいくべきであると考え、その手法の一つとして、平成24年度から、標準契約書による一括契約制度を実施しており、これは、新規浄化槽の設置者に対して、県の指定する維持管理標準契約書により一括契約を行うものであり、平成25年11月現在で、約5,000件弱の実績となっております。さらには、これ以前の既存浄化槽については、浄化槽設置者に身近で信頼されている保守点検業者に協力を頂きながら、新たな手法として、既設の浄化槽全てを対象に、現行料金を基本とした一括契約を普及させていきたいと考えております。

先般、12月5日に保守点検業者をはじめとした業界関係者に対しまして、新たな手法による、一括契約の枠組みについての説明会を開催し、参加者にアンケート調査を実施したところ、約6割を超える事業者がこの一括契約の推進に協力したいという意向を示していただいたところでございます。今後は、更に浄化槽関係者に協力要請を行うとともに、住民に対して一括契約制度の有利性を一層周知するとともに、関係業者の協力の下、設置者への理解を求めながら浄化槽の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の行動計画の数値目標でございますけれども、現在の「いけるよ！徳島・行動計画」におきましては、浄化槽維持管理一括契約制度を導入の市町村数についての数値目標を、先ほど申しました、平成26年度10市町村と定めているところでございます。今後は那賀町方式による、市町村単位の一括契約にとどまることなく、県下全域を対象に展開していくこととし、新設浄化槽については標準契約の活用、既設浄化槽については浄化槽の関係者との連携により、一括契約を推進し、全ての浄化槽を対象に一括契約が実施できるよう新たな枠組みを構築し、数値目標についても、現在の10市町村から上方修正し、見直したいと考えておるところでございます。

3点目の今後のスケジュールについての質問でございます。これまでの取組として、平成22年4月から、那賀町方式の一括契約がスタートし、その後平成24年10月から、神山町の2町で実施いたしております。平成24年度からは、新設の合併浄化槽を対象に一括契約

制度を推進し、これらの対象とならない浄化槽の維持管理の徹底を図るため、本年度より浄化槽の保守点検業者や、清掃業者に呼び掛け、一括契約の推進に御協力を頂ける事業者を募集し、民間業者と連携しながら、既設浄化槽の一括契約を推進してまいりたいと考えております。

具体的なスケジュールでございますけれども、平成26年1月から、本格的な準備作業を進め、2月から県下一斉に一括契約制度をスタートさせていきたいと考えておるところでございます。今後におきましては、浄化槽関係者と協力体制を構築していくとともに、市町村と緊密に連携しながら、行政機関からも普及啓発活動を強力に推進し、さらには戸別訪問の実施など、浄化槽の適正管理に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

（「小休お願いします」と言う者あり）

児島委員長

小休します。（11時13分）

児島委員長

再開します。（11時14分）

川端水・環境課長

ここの88ページの「とくしま汚水処理構想2011～きれいな水環境の実現～」につきましては、平成20年度の汚水処理人口普及率45.8パーセントに対し、下水道の整備は非常に長期にわたるということで長期目標を立てて、平成42年として、この平成42年と申し上げますのも、国立社会保障・人口問題研究所で将来の人口推計が平成42年まで出てますので、そういった人口減少、高齢化等も踏まえ、そこまで考慮して、数値目標を定めたものでございます。

次に、下の「生物多様性とくしま戦略」の中の汚水処理人口普及率、基準値は23年度の51パーセントとございますけれども、これは、「いけるよ！徳島・行動計画」における数値目標をここに記載しているということでございます。以上でございます。

長尾委員

最初的那賀町方式にこだわることなく、様々な枠組みというか、工夫を凝らしていくことが大事だということで、そういった趣旨に沿って説明会も行っている。6割の方々に御理解いただき、一括契約書等に基づいてやるということで、ぜひこれをしっかりやってもらいたいと思いますし、数値目標も上方修正するといういい決意のお話だと思いますから、しっかりと取り組んでもらいたい。そしてまた、26年1月から本格的なスタートを切るということでもありますので、ぜひ、目標も、こういった中に入れていくべきではないかと思えます。これは案ですから。今説明ありましたが、これでは分かりづらい。

（「はい」と言う者あり）

こういう表現では混乱を招く。だから、ひっつけて、ちゃんと備考でも何でもいいから、説明を記述しないと。ここだけ突出して42年というのは、どういう意味なのかと、なかなか理解できないまとめ方だと思います。これ注意していただきたいと思えます。

（「はい」と言う者あり）

それから、もう1点、この中の前の86ページにも書かれています。真ん中のほうに、LED。徳島と言えばLED、LEDと言えば徳島と、知事もよくおっしゃるわけだけれども、このLEDを進めていくと。「県内の街路灯や防犯灯等へのLEDの普及」とか、「モデル市町村で電球LED化プロジェクト推進」とか、「県管理道路においてあわ産LED道路照明灯の本格的な導入」とか「企業局施設のLED照明設置実証試験」とか、「車両及び歩行者用LED式信号灯器の整備を推進」とかあります。これは結構な話でございます。

ところが、このLED化というのは、裏返せば、ここにもあるけど、蛍光灯、これをLEDにするわけでありますから、この蛍光灯をどうするんだということになってくるわけです。つまり全県下で、LED化を進めるということは、今の蛍光灯を廃棄処分すると、こういうことでありますから、私はこのLED化と、現在ある蛍光灯の処分というのが、セットでなくてはいけないと思うわけでございます。LEDにするするったって、しても取り替えた廃棄蛍光灯をどうするんだと。

蛍光灯は、正式な名称は低圧水銀灯というわけでありまして、あくまで、水銀が入っている。一般国民は蛍光灯、蛍光灯と言って、低圧水銀灯という認識がない。したがって、安全な物だと思っているわけでありまして、決してそうではない。

そういう中で、この10月10日に、水銀に関する水俣条約ができました。水銀及び水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約で、正式名称は、「水銀に関する水俣条約」、「ザ・ミナマタ・コンベンション・オン・マーキュリー」と言う。「水銀条約」若しくは「水俣条約」とも呼ばれるようでございます。地球規模の水銀及び水銀化合物による汚染や、それによって引き起こされる健康及び環境被害を防ぐため、国際的に水銀を管理することを目指すものだ。水俣病と同じような被害を繰り返してはならないという決意を込めて名付けられ、2013年1月19日に、ジュネーブで開かれた国際連合環境計画の政府間交渉委員会にて、名称を水銀に関する水俣条約とすることを日本国政府代表が提案し、全会一致で名称案を可決したということで、熊本市で署名場所が持たれて、関係者も水俣病の視察とか、いろいろされたようでございます。発効は、50か国が批准してから90日後とされておりまして、その時期は2016年頃と予想されてるという記述がございます。

そこで、お聞きをするわけでございますが、環境首都を標ぼうする徳島県でございますが、水俣条約を受けて、私はLED化とセットで進めなくてはいけないと思いますが、この廃蛍光灯の処理ということについて、県としてどのように取り組むのか、お考えをお聞きしたいと思います。

藤川環境整備課長

長尾委員のほうから、水俣条約の関係で、廃蛍光灯の処理についてどうするのかという質問を頂いております。

委員おっしゃいましたように、水銀に関する水俣条約が、平成25年10月10日に採択されまして、この会議には約140か国が参加しておりまして、今後、批准が50か国に達してから90日後に発効するということでございます。現在この水俣条約を受けまして、国のほうでは2014年早々に、中央環境審議会で審議を始めると聞いております。環境省におきましては、埋立処分に備えまして、水銀と硫黄を化学反応させて長期間安定させる技術を、今

年中に確立させたい考えであると聞いております。

この水俣条約の採択を受けまして、委員おっしゃいましたように、廃蛍光灯の水銀による環境への影響がないように、適正な処理が望まれるところでございまして、県といたしましても、県下市町村に対しまして、リサイクルをするように、働きかけてまいっているところでございます。今後におきましても、3年後に発効する見込みということでございますけれども、国の状況を注視しながら、適正に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

長尾委員

11月4日に、四国放送のフォーカス徳島で、エコ企画において、蛍光灯の水銀のリサイクルということで、フジゲンという会社が紹介され、また、そこで廃蛍光灯をガラスのペレットや粉末にしたような物を使って、小学生が環境教育として、砂絵みたいな物を描くとか、または県内の市町村で廃蛍光灯の分別、回収をするセンターの紹介とか、そういうことが報道されておりました。ああいうのが出ますと、県民の意識も少しは上がってくると思うわけですが、県としても国の動きを注視して、県内市町村に図っていきたいというお話ですが、注視は当然のこととして、やはり、環境首都徳島として、本県は徳島発の政策提言ということをよくやっているわけですから、ぜひ廃蛍光灯とLED化をセットにして、LED化を進める、廃蛍光灯が出ることに對してどう処理していくといったことを、やはり総合的に、本県が率先的に取り組んで、かつ、国に対しても提言できるように、そういう取組を私は要請したいと思っております。

今県内に、廃蛍光灯の分別を実施している所、実施していない所があって、分別実施しているのは、吉野川市、阿波市、美馬市、上勝町、佐那河内村、石井町、那賀町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町が実施しているわけでございます。来年度から実施しようというのが、徳島市と神山町。あと、市レベルでいうと、鳴門市、小松島市、阿南市、三好市がやってない。先ほどのお話で、市町村にも取り組んでいくと、こういうことやりますとあったが、やはりこれも県がしっかり指導して、全24市町村やると、いつまでにやるといった目標を立てるべきではないのかな。

私も聞いたわけでありましてけれども、現在どうやっているかと言うと、ひどいところはパッカー車に蛍光灯をぱんと入れる。ぱかぱかぱかと割れます。そこで水銀が飛散する。その作業に当たる方にも健康被害が出てくるかもしれない。さらには、そういう蛍光灯を市町村がまとめたのを、北海道にある炭鉱の中に埋める。野村興産という会社が、全国の自治体と契約をして、あんな遠くまで行って埋めるだけという、まさにリサイクルにもならない方法で契約している自治体が県内にもある。そんな遠い北海道へ持って行かなくても、徳島に四国で唯一の廃蛍光灯のリサイクルのプラントがあるわけですから、きちっと市町村に対してもリサイクルを勧めるべきだと、かつ、四国内県内にあるといったことも、ぜひ私は県としても勧めるべきではないのかと、このように思います。先日のニュービジネス支援賞という中で、この会社も環境啓発賞をもらったわけでございます。ぜひ、県としても、県下24市町村のまだ未実施の市町村に対して、今後どのように取り組んでいくのか、また、私は、この計画の中に、LED化と併せて、廃蛍光灯のリサイクルの目標、市町村の目標とかそういった具体的な目標を入れるべきだと思いますが、取組と

目標を入れることについて、御答弁願いたいと思います。

藤川環境整備課長

現在、廃蛍光灯を分別収集できております市町村は、委員おっしゃいましたように、14市町村ございまして、危険ごみあるいは資源ごみとして分別収集を行っているところがございます。そういう状況の中で、今年、市町村廃棄物連絡協議会におきまして、全市町村に対しまして、ぜひこのリサイクルを進めるべきだということでお話をするとともに、個別に市町村を訪問いたしまして、この適正処理の要請をしたところがございます。その結果、今までしてなかった所で、来年の1月から資源ごみとして回収することが決定した市町村もございます。また、公共施設などで、専用の回収箱を設置いたしまして、拠点回収について具体的に検討していくという市町村もございました。その他の市町につきましても、適正処理の必要性については、十分理解を示しておりまして、現在、どういう処理をするかということで、検討を行っておるところでございます。市町村によりますと、年度途中での収集区分の変更は、住民に混乱をもたらすというあい路もございますので、そういったところに配慮しながら、リサイクルを進めていきたいということでもございました。

それから、市町村とは別に、住民の方々にも適正な分別収集の役割を担ってもらう必要がございます。私も徳島市内に住んでおりますけれども、廃蛍光灯はちゃんと電気屋に持って行って、リサイクルしております。そういったことから、7月に地域住民の集まりでございまして県衛生組合連合会の総会におきまして、廃蛍光管の適正処理についてという講演も行いまして、協力を求めたところがございます。

県といたしましては、24市町村全てにこのリサイクルの取組をしていただきたいところであり、今後も粘り強く市町村に呼び掛けて、できるだけ早期にリサイクルが全市町村で実現できるように、今後も働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

長尾委員

取組はよく理解できますが、私のもう一つの質問の、この基本計画に廃蛍光灯に関する数値目標を入れるかどうかについてはどうですか。

藤川環境整備課長

基本計画の中に入れるかについてでございますけれども、市町村の実施の状況でございますので、どんな形で入れられるかについて、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

長尾委員

先ほどの汚水処理の数値も、ある意味、市町村がやらないと動かないところもあるわけですが、しかし、たとえ市町村のことであっても、県として、やはり目標というものは明記するべきではないかと思いますが、部長はいかがでしょう。

福井県民環境部長

委員おっしゃるとおりでございます。計画でございますので、当面は5年間というふ

うに、非常にスピードアップしてまいりたいところでございますが、今後市町村の担当の皆さん方にも十分御意見を頂きまして、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

長尾委員

おおむね5年間というわけでございますが、発効するのは、2016年ということでありますから、環境首都を標ぼうする本県としては、その決意を示す上でも、ここに載せるべきではないかと思えます。

なお、この水俣条約の実生活への影響としては、日本国内において、生活する上で影響があるのは、水銀が使われた製品、蛍光灯や乾電池であると。規制対象となるのが、以下の蛍光ランプということで、30ワット以下の一般照明用コンパクト蛍光ランプで、水銀封入量が5ミリグラムを超える物、一般照明用直管蛍光ランプで60ワット未満の、3波長蛍光体を使用した物で水銀封入量が5ミリグラムを超えるものと、40ワットのカルシウムハロゲン蛍光体を使用した物で、水銀封入量が10ミリグラムを超えるもの、一般照明用高圧水銀ランプ、電子ディスプレイ用冷陰極蛍光ランプで長さがうんぬんと、こうあるんですが、専門的で私分かりませんが、こういう物が県下でどれぐらい使われて、どれだけ対象になるのか、今後、国の動きと併せて、注視していく必要があると思うんです。やはりこういったことに対する、水俣条約についての理解、そしてLED化を言うなら、廃蛍光灯もきちっとその処理を言うと、そのことに県としてしっかり取り組んでもらいたいと思っております。

そこで、環境教育ということで、教育委員会にお聞きいたしますが、四国で1か所の廃蛍光灯の処理施設が、すばらしいことに本県にあるわけですけれども、沖洲のマリンピアの埋立地、県の環境公社だったんでしょうか、そこに今、企業局と民間の太陽光発電所がある。そして、すぐ近くにこの廃蛍光灯のリサイクル施設もあるということですね。私は、ぜひ小学生とかに見学を実施したらどうかと思うわけでございます。できれば、コースを決めて。四国放送のエコ企画でも放送されておりましたが、蛍光灯リサイクルのガラスを使って絵を描くとか、ああいったものも含めて、環境教育に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

前田学校政策課長

環境教育につきましては、現在、小学校、中学校、また高等学校においても、それぞれの学校で取り組んでいただいております。特に、義務教育につきましては、地域の環境保全のみならず、節電でございますとか、ごみの分別、リサイクルについて、県教育委員会のほうから新学校版環境ISOというような認定をさせていただきまして、県内全域に広めてございます。先生から御指摘ありましたような、廃蛍光灯リサイクル施設へ、特に小学生が、実際出向いて見学するという学習について、県教育委員会でも、その取組は大変重要であると思っておりますので、市町村教育委員会のほうには、そのような取組を促してまいりたいと考えております。

長尾委員

ぜひ、市町村教委のほうに促していただきたい。促す説明会の前に、教育長は今日はいらっしゃらないけど、副教育長が御出席ですけれども、ぜひ幹部の皆さん、教育長なり、副教育長なり、また、担当課長さんに、廃蛍光灯のリサイクルというものがどういうものなのか、ぜひ自ら1回見学をしてから、説明会に臨んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小原副教育長

ただいま、長尾委員のほうから、貴重な御提案を頂きました。

環境教育は、先ほど課長から申し上げましたように、大変重要だというふうに認識しております。県が作り出した「徳島県教育振興計画第2期計画」におきましても、その基本方針の2の中で、重点項目として、環境教育の推進ということを掲げております。その一環として、こういった廃蛍光灯の処理施設が、市内の身近にあり、太陽光発電施設の近くにあるということですので、環境部局のほうとも連携を取りながら、できるだけ機会を見つけて、早い時期に、見学ができるようにしていきたいと思っております。

寺井委員

先ほど、庄野さんからもPM2.5のお話があったわけですし、今また、長尾先生から水銀の話があったわけですのでございますけれども、新聞等々を見ておりますと、PM2.5、また、春先には黄砂にも有害物質が入っているというような話があるんですけれども、中国のほうから飛んで来ると言いますか、運んで来られる物の中には、PM2.5以外には何もないんですかね。それをちょっとお聞きしたいんですけれども。

山崎環境管理課長

物が燃焼します時に発生しますのは、いわゆるばい煙といいまして、硫黄酸化物、窒素酸化物、それから、ばいじんと言う小さな粉等が発生します。ですので、中国で化石燃料を大量に燃やしますと、当然そのような物が発生しますので、そのような物についても、本県に移流してくる可能性は十分あると思います。県内の各局舎では、そういった項目についても測定できる体制でありますので、それらについても注意深く観察しておりますが、今のところ、PM2.5以外の物が高濃度を示している状況はございません。

もう1点、水銀につきまして、石炭を燃やすと水銀が出るということも言われており、それにつきましても測定しておりますけれども、基準がございまして、それを超えるような状況ではございません。以上でございます。

寺井委員

今、先にお答えをいただいたわけですのでございますけれども、水銀についても、先日、テレビだったかちょっと忘れちゃったけれども、石炭を燃やすと必ず水銀が発生すると、そしてその水銀が、徳島も含めた日本の上空へたくさん飛んできているという話を聞いております。そして、昨日、その証拠というか、木にかかるんでしょうね、それが年輪に刻まれているという話を聞いたわけですが、特に九州鹿児島屋久島の屋久杉等には、中国の産業が発展したのと同時に、増えてきているというような話を聞いておるわけですのでございます。

これはまた、たしか、徳島にも降っているような話を聞いておりますけども、それに対する警鐘とか、先ほども長尾先生のお話の中に、イタイイタイ病みたいな世界があるということでございますけども、そういう影響は徳島にはまだないわけでしょうか。どの辺まで調査が進んでいるのか、聞きたいんですけど。

山崎環境管理課長

大気中の水銀につきましては、本県におきましては、平成2年度から調査をしております。水銀濃度につきましては、健康リスクの低減を図るための指針値というものがございまして、1年平均値で1立方メートル中に40ナノグラムという値でございます。今まで測定しておりますが、全ての地点でこの指針値を下回っております。ちなみに、直近の平成24年度の値についてでございますが、4地点で測定を行っております。鳴門市、北島町、徳島市、阿南市、以上4地点で測定を行っておりますが、年平均値は2から2.5ナノグラム、先ほど申しました指針値は40ナノグラムですから、約20分の1程度の値でして、全国的な状況と比較しましても、全国平均が2.1ナノグラムということですので、同じような値で、先ほど申しました指針値と比較すると、十分に低い値となっております。

（「ほんなこと言よれへんでないか。傾向を言よんでないか。昔から言うたら、増えとんか、減とんかという話。そういうことだろ」と言う者あり）

（「そういうことです」と言う者あり）

山崎環境管理課長

今、私の手元に、15年度から24年度のデータがございます。15年度の値を見ますと、北島町で2.3、徳島市で2.2、小松島市で1.9、阿南市で2.1ということで、1.9から2.3という値を示しております。24年度につきましては、鳴門市が2.1、北島町が2.5、徳島市が2、阿南市が2.2ということで、2から2.5というような値を示しております。暦年比較しまして、同じような状況であると認識しております。以上でございます。

寺井委員

15年度から既に調査をしていると、その中で、増えてないというのは、本当に有り難いなと思います。御存じのとおり、上だけでなく、多分日本海のほうにも流れておるのかなという感じがしますけども、これから情報がいろいろ出てくる中で、県民の皆様も、特にそういうふうなことを心配することもあるかと思っておりますので、一つ対策というか、先ほども対策というのでなくて、注意を促すぐらいの世界で発表されるそうでございますけれども。ほんとに特にPM2.5は、新聞なんか見えますと、もちろん石炭をたく世界もありますけれども、自動車の排ガス等々の話もあるわけございまして、日本車は優秀だから、なかなかそういうところまでいかないという世界でしょうけれども、例えば、この県庁の周辺、かちどき橋を、車が1日に8万台近く走っていると。ほんとにこの前後左右を見渡せば、1日に10万台以上が走っているという中で、その排ガス等々が、実は、ほんとに老若男女に影響があるのかなと感じるわけございまして、それを規制するようなことは日本ではないわけなんですけども、そういうことを含めて、答えとして無理な話でしょうけれども、どういうふうに対策し、減していくかというような方向があるならば、答え

ていただければと思います。

山崎環境管理課長

先ほど申し上げましたように、物が燃焼した時に発生するばい煙につきましては、それぞれ基準というものがございまして、それぞれ発生源には排出基準がございまして。それから、大気とか水質とかの環境に対しましては、環境基準というのがございまして。国の方針としましては、環境基準を定めまして、それが達成できるように、様々な施策を行っていただいているわけですので、例えば車ですと、排出ガス規制を行っております。発生源であります、例えば、焼却炉とかにつきましては、排出基準を厳しくしていくというような対策をしております。そういうこともありまして、以前の公害問題が大きく広がった時期に比べ、傾向としては非常に良くなってきておる状況にあると考えております。以上でございます。

中山委員

通告なかったんですけども、先ほどの庄野委員と寺井委員のPM2.5に対しての関連質問を。

昨日も、日経新聞に、大きく「PM2.5、高い発がんリスク」という記事が載ったり、先ほど庄野委員のお話にもありましたように、テレビで中国の真っ白な状況が報道されたり、本当に県民の皆さん、過敏になっていると思います。そんな中でも、今年10月に、世界保健機構WHOの専門組織が、PM2.5を含む大気汚染物質の発がんリスクを5段階のうち最上位の「発がん性がある」に分類し、その他にもPM2.5と健康被害に関するいろんな研究が全世界で行われておりまして、アメリカのがん協会によって、約30万人の調査を基にされた調査報告では、PM2.5の濃度が1立方メートル当たり10マイクログラム増えると、全死亡リスクが1.06倍、肺がんによる死亡リスクが1.14倍になるという報告が出ており、また、ヨーロッパでも、PM2.5の濃度が5マイクログラム増えると、肺がんになる確率が1.18倍になるということが報告がされております。その1.06倍とか、1.18倍が、どういうふうな基準になるのかちょっとよく分かりませんが、先ほど山崎課長がおっしゃいました基準値に関しても、WHOは25マイクログラム、日本は35マイクログラム、片や中国では75マイクログラムという基準値になっているんですけども、なおかつ、日本では健康に影響が出る可能性が高まる濃度として、70マイクログラムということが発表されておると思いますが、これだけばらつきがあるんです。

でも、先ほど申しましたように、5マイクログラム増えると、それだけリスクが増えるというふうな報道もされております。いろいろ情報が錯そうしていると思うんですが、どれがほんとに健康に悪影響を及ぼすのかと。県民の方が、正しい情報を知るべきだと思うんです。

例えば、南海トラフ地震の被害想定にしても、大きな被害想定が出されまして、私、代表質問でも質問させてもらいましたが、県民の方々にとっては、またこんな情報かというふうな情報しか得られない。例えば、25マイクログラム、35マイクログラムと言われても、実際それがどういうものかというの、分からないと思うんです。もうちょっと、万人に分かりやすいような説明、広報をすべきでないかと思うんですが、いかがでしょうか。

山崎環境管理課長

この指針値につきましては、今年3月に環境省が専門家会合を開きまして、決定した値であります。環境基準が35で、その倍の70ということで決められておるんですが、会合の中でどういうふうな議論が戦わされて、そういう結果が出たかについては、十分承知しておりません。ただ、この基準値につきましては、先ほど申しましたように、呼吸器系の疾患、循環器系の疾患がある方、それから、小児、高齢者、個人差が大きいと考えられますことから、これよりも低い濃度で健康被害が生じることは否定できないということで、この指針となる値につきましては、今後新たな知見、データの集積を踏まえて、必要に応じて見直しを行うということも、国のほうで申しておりますので、こういう知見の集積によりまして、どんどん低くなっていく可能性もあるかと考えております。25が良いのか、35が良いのかということについては、私の知識では十分にお答えできない状況でございます。以上でございます。

中山委員

課長がおっしゃるように、課長でさえ分からないことだと思うんで、県民の皆さんは、なおさら分からないと思うんです。だから、やみくもに騒ぎ回る必要があるのかな。予防するに越したことはないんでしょうが、例えば、それによって、70を超えましたから外出してはいけませんとか。そういうふうな、外出を自粛するとか、例えば、普通のマスクでも粒子が小さ過ぎて通り越して入るから、ドクターが使っているようなマスクでないとだめだよというふうな報道をされても、どれがほんとにそこまですべきなのか。

この前も新聞報道でありましたように、ただでさえ、本県は、スポーツをする、運動をする、外で遊ぶという機会が減っております。先日の、女子中学2年生でしたっけ、スポーツ、ゼロということも言われておりますので、なおさら外に出られないってなったら、体育館が充実した所があればいいですけども、外に行って遊べない、スポーツができない。特にこの冬場っていうのは、体力強化、競技力向上のために、しっかりと外で体を動かさなくちゃいけない時期に、やみくもにそんな注意、大き目の報道がなされたんではいけないと思うんで、やはり正しく県民の方が理解して、正しくそれに十分備えられるような広報をすべきだと思うんで、ぜひとも生活に支障を来すような過大報道じゃなくて、ほんとに子供からお年寄りまで、皆さんが分かりやすい広報をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。一言どうぞお願いします。

福井県民環境部長

御心配のとおり、PM2.5につきましては、中国からの影響という説が非常に有力でございます。また、中国だけではなくて、桜島の噴火というのにも関与しているのではないかということも、大学機関では言われております。全国の各大学の環境分野を担当してる研究室におきましては、そういった粒子に含まれている物質は一体何なんだということも、併せて今分析をしているという状況でございます。

先ほどの委員お話のとおり、数字がそれぞれ違うでないかということがあります。ですから、私どもはしっかりと分析をして、県民の皆さん方に報道、情報提供することによって、不安を招くことがないように、十分精査して、また、タイムリーに発表してまいりた

いと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

木南委員

鳥獣被害が随分騒がれておりまして、鹿、猿、いのしし等の駆除、あるいは、頭数の調整ということで、皆さん方が御苦勞されていることは理解しております。鳥獣被害については、よく説明を受けておりますので、私自身は外来種について、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

外来種の現状を、どんなふう認識されとるのか、教えてほしいと思ひます。

所管しとるところがなかったら、農林ではどう、河川ではどう、県土整備部もセアカゴケグモみたいなのがあるよな。そんなんをひっくるめて、まず、各部局から御答弁いただいても結構です。

村上自然環境室長

外来種対策についての御質問を頂きました。本県におきましては……済みません、小休お願ひします。

児島委員長

小休します。（11時54分）

児島委員長

再開します。（11時55分）

村上自然環境室長

本県の外来生物の状況でございますが、特に、人や農林水産物に直接被害をもたらすもの、また、繁殖力が旺盛で、周辺の在来生物を駆逐するなど、生態系に大きなダメージを与えるものにつきまして、特定外来生物と定めております。

それに位置付けられているものとしまして、最近よく報道されております、セアカゴケグモにつきまして、平成22年に鳴門で発見されて以来、各地で最近出てくるようになりました。特に、平成25年になりまして、9月に城東小学校で発見されるとか、相次いでおりますことから、最近セアカゴケグモの対応としまして、11月22日に確認された場所、周辺の港湾を有する市町村及び庁内の関係部局を構成員としますセアカゴケグモ対策の連絡会議を開催したところでございます。今後、こうした周辺地域及び港湾エリアを中心にモニタリング調査なんかを行いながら、生息状況把握に加えまして、専門家の視点から広がった要因等を分析しているところでございます。

あと、アルゼンチンアリというものもございます。これにつきましても、平成22年に徳島市津田の木材団地で、発見されております。それ以降、モニタリング等を行いながら、現在その生息状況の把握に努めているところでございます。

その他、本県で確認されているこうした外来生物の状況でございますけれども、アライグマ、ヌートリア、カミツキガメ、ソウシチョウ、ガビチョウなど、たくさんの種類が確認されております。こうした分につきましては、ホームページ等で公表しながら、現在、

特定外来生物18種、要注意外来生物70種を把握しております。以上でございます。

木南委員

何でこんな質問をしたかって言うと、この基本計画の14ページに、「県民との協働による外来生物の駆除対策の強化」と書いてあるんですよ。これはどんなことをイメージして、どんなふうに駆除するのか。例えば、ブルーギルだとか、ブラックバスだとかいう話あるでしょ。アライグマもあるだろうし、ミドリガメっていうんか、そういうふうなものもあるでしょ。これを「県民との協働による対策の強化」と書いてあるので、現状認識と、将来どうしていくんかという質問なんです。どうですか。

村上自然環境室長

計画のほうで書かれております、県民との協働による調査の方法なんですけれども、今年も、その取っ掛かりといいますか、現在スマホを使った、いろんな外来種の発見情報の収集を行うモデル事業をやっております。8月にはジャンボタニシ、今ちょうどナルトサワギクという植物の目撃情報なんかを、スマホとか携帯電話を通じて、GPS機能を搭載した携帯が必須でございますけども、そういったものの情報を集めながら、生息状況を把握し、それをまた、次の対策に生かすという取組を、今後やって行きたいと考えております。以上でございます。

木南委員

環境の面ではそういうことになるんだろうと思うんですが、水産のほうでいうと、海洋のほうはつながってますから、外来種というのもないと思うんですが、河川はやっぱり、今問題になっておる外来種、ブラックバスとか、ブルーギルだとかいう問題もあるだろうし、特に水草あるいは亀等も、いろんなニュースで聞くわけです。これには、県民と協働するのか、あるいは、部局間の協働があるのか、そこら辺、農林水産部のほうはどんなふうに考えているんでしょうか。

貞野安全安心農業室長

れんこんの関係では、ミドリガメ、ミシシippアカミミガメの発生で、れんこんの若い芽を食べるのが問題になっておりますが、これに関しましては、生産者、農協、それと市などで協働して、それぞれ自分のほ場については生産者の方がわなを仕掛けて捕るとか、それから、水路に関しましては農協のほうが中心となって捕るというようなことを行って、大きい亀のほうは食害が大きいと言われてるんですけど、今その辺が現状では少なくなつて、被害も少し軽減されたと聞いております。以上です。

木南委員

水産のブラックバス、ブルーギルは。今日、水産来とらんのか。河川課か。

岩見河川振興課副課長

水草対策についてなんですけれども、河川におきましては、ホテイアオイなどの外来水

草がございます。こういった外来水草につきましては、一旦侵入、定着いたしますと、その根絶が非常に困難ということになってございます。ということで、こういった外来水草の対策につきましては、早期発見、それから、早期の除去が重要ということでございまして、このため、国交省、これは徳島河川国道事務所なんですけれども、それと流域の市町で構成する、吉野川流域ホテイアオイ等対策連絡会というものを設置させていただいております。情報交換、あるいは、処理や対策についての調整をさせていただいております。今後もそういった場で連携を図って、取り組んでまいりたいと思っております。

木南委員

環境のほうになるのかと思うんですが、今、スポーツフィッシングっていうんですか、いろんなルアーで釣る大会等があって、リリースの問題もあると思うんですが、ここら辺りは。これは既に、外来生物、いわゆる、外来してもう日本の国に定着してしまおうたというものもいっぱいあるわけですが、この分野はどんなふうに考えとんですか。

村上自然環境室長

外来種の魚の関係ですけれども、こちらにつきましても、いろんな所でスポーツフィッシングとかもありまして、県内の川、河川、池等で目撃等の情報もございます。こういった分も、通報いただきましたら、その管理者と協議しながら対策等を練っているところでございます。今後もこうした管理者と協力しながら、撲滅に向けて取り組んでいきたいと考えております。

木南委員

意味今の分からん。駆除していくの、置くの、という話。これリリースはどうなの。駆除をしていくの。それとも、現状でいくのと。

村上自然環境室長

駆除していくのか、排除していくのかということなんですけれども、リリースはできる限りしない方向でお願いしているところでございます。以上です。

木南委員

行政としては、ブラックバスあるいはブルーギル等については、もう認知したと、あるいは、積極的に駆除していくという外来種なのか、それとも、そのまま置いとく外来種なのか、あるいは、定着してしまったと認めてしまうのか、そこら辺りどうですか。

村上自然環境室長

いろんな外来種がございますけれども、在来種に攻撃を与える、若しくは、繁殖を妨げるような外来種につきましては、駆除する方向でございます。以上でございます。

木南委員

内水面の漁協等に聞つきよったら、そういうことによって、鮎を食べるだとか、日本の

固有種が絶滅する危険があるわけで、そういうことからすると、そういうふうな外来種の、いわゆる肉食、あるいはまあ草食でもいいでしょう、そういうふうなものは、今後国の指針もあるだろうし、県としてはどうしていくのという話。

福井県民環境部長

ブラックバス、ブルーギルにつきましては、近畿の水がめであります琵琶湖で、非常に大きな問題となりました。スポーツとしてフィッシングをすると、非常に気軽にルアーで釣れるという状況であります。これはもうお返しをしない、いわゆる委員おっしゃいましたように、日本固有種の鮎の養殖場でございますので、そういった養殖場にも被害が及ぶ、それから、本来住んでいる固有種が絶滅するおそれがあるということで、釣り上げたら、必ずリリースはしないという方向で、漁協の皆さん方や行政も指導しているという状況があります。本県におきましても、河川において気軽に釣れる状況がありますので、県といたしましては、そういったものはなるべくリリースをしないで、お持ち帰りいただいて、ごみとして出していただくと、こういうふうな形をお願いしたいと考えております。以上でございます。

木南委員

この問題は非常に難しい問題で、既にフィッシングが定着している、ファンも随分いるという中で、解決していかなければならない問題だと思いますので、環境基本計画の中でも十分に検討していただいて、外来種をどうするのかというのは議論があるところと思うので、慎重な解決方法をお願いしておきたいと思っております。

もう1点、資料1のほうを1ページめくったところの、徳島は吉野川や剣山に代表されるってということが、1と3に入っている。そのとおりなんです。ところがね、徳島県というのは、聞くところによると400キロの海岸線を持っていると、こういう話であります。朝日が上がるのが見える海岸、東向きに海岸を持っているというのは、全国でもそうそうないわけです。そんな中で、大きな河川が東に向いて流れていくという環境もそんなにないわけでありまして、これは非常に環境の良いところで、生物、魚類等、多様性という意味からも、非常に富んだところだと思うんです。徳島の財産だと思うんですが、若干は書けているんですが、そのアピールというか、環境を守るところがちょっと希薄なように感じるんですが、いかがですか。

市原環境首都課長

基本計画の中での徳島の自然の良さの記述についての御質問でございます。

おっしゃるとおり、徳島県は、他県にも負けない自然を持っておりまして、海、山、川というふうにそろっているのは、全国でも有数であろうと考えております。

記述自体でございますけれども、自然環境、地球温暖化それから循環型社会づくり、そういったそれぞれの施策をする中で、当然その背景には徳島の良さを生かしていく、それを保全していくという気概を持って、計画を作っておるつもりでございます。特に、今回、県民の皆様方に、徳島の環境の方向性に関する考え方の軸を一緒にしていただくということで、委員から御指摘いただいた基本コンセプトという形で、4本の柱を立てさせてい

ただいたところでございます。

特にその中で、徳島の環境のブランド化ということで、徳島県、非常に全国に誇りうる、今おっしゃっていただいた海岸線も含めて、県だけの財産にしておくのは、非常にもったいないということで、更にそれを踏み込んで、徳島から全国に売り込んでいけるような徳島の環境作りを進めたいということで、大きな柱の一つに、徳島の環境のブランド化というふうなところもコンセプトの一つとして、審議会のほうでも御議論いただいたところでございます。今後そういったコンセプトを市町村、それから県民の方々にも、いろんなフォーラムとか、そういう中でお示しをしながら、一緒に徳島の良さを更に高めて、全国に売り込んでいけるような具体的な施策を、これから県民と、それから関係団体と共に進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えてございます。以上です。

木南委員

今答弁いただいたんですが、やはり徳島の海岸線というのは、非常に自然環境的には、超A級だと思っております。これのアピールなくしては、徳島の生きる道はないと考えておりますので、そこも十分に注視して、力を入れてほしいとお願いして、私の質問を終わります。

兎島委員長

ほかにございませんか。

ありがとうございます。

それでは、以上で質疑を終わります。

これをもちまして、環境対策特別委員会を閉会いたします。（12時13分）